

文書質問答弁書

回 答 日：平成25年5月20日

担 当 部 局：商工農水部

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく加藤清助議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

質問

企業立地奨励金の交付申請書に記載された「従業員数」はどのように検証されているのか？

答弁

企業立地奨励金の交付申請書に記載された「従業員数」は、交付要件ではありません。ただし、指定可否決定通知書の「指定の条件等」という欄に「雇用の確保に努め、この指定に係る雇用状況を報告すること。」と記載し、平成22年度以降の奨励金交付においては、毎年交付申請時にその状況について報告を受けています。

質問

企業立地奨励金指定可否決定通知書に記載のある「雇用の確保に努め、この指定に係る雇用状況を報告すること。」という指定条件と交付要件の違いは何か？

答弁

四日市市企業立地促進条例は、雇用の増加を奨励金交付の要件とするものではありませんが、指定事業における雇用人数を把握するために、企業立地奨励金指定可否決定通知書の指定の条件等として、「雇用の確保に努め、この指定に係る雇用状況を報告すること。」と記載しています。当該指定の条件等を規定した平成22年4月以降の奨励金交付においては毎年交付申請時にその状況についての報告を受け、指定の条件等を履行していただいています。

なお、四日市市企業立地促進条例は、臨海部コンビナートにおける大型プラントの相次ぐ撤退に対応するため、平成3年に制定した前制度である重点整備地区

等整備促進条例の見直しを行い、平成12年3月に新たに制定したものです。この見直しにあたっては、本市における既存企業の新規設備投資や新規産業の創出など産業立地の促進、並びに産業の高度化により、就労の場としての事業所の存続を図るため、それまでの奨励措置の対象要件としていた常用従業員の新規雇用の要件設定を外したという経緯があります。このことから現在の制度も、雇用の増加を奨励金交付の要件とはしていません。

質問

平成25年2月定例月議会予算常任委員会産業生活分科会長報告において、「委員からは、条例の目的に雇用の場の確保とあるため、目的に沿った形で事業を推進するよう見直しを行うべきであるとの意見があり、理事者からは、条例の期間が平成27年度までとなっているため、指摘されたことを踏まえ、見直しに向けて検討したい」となっているが、何を、いつまでに見直しに向けて検討するのか？また、かりに平成27年度条例廃止後もなお失効前の指定に対し最大5年間奨励措置が継続することになるのではないか？

答弁

四日市市企業立地促進条例は、答弁の目的により制定したのですが、平成12年度の施行以降、物流機能を有する保管施設やリース資産を対象施設に追加したほか、製造業の事業所における発電の代行を主とする事業を対象事業としたり、中小製造事業者が活用しやすい制度とするため投下固定資産の下限要件を緩和するなどの見直しを随時行ってきたところです。

したがって今後も、近年の経済状況の中、多様化する企業の事業形態に対応すべく、また、より有効なものとなるよう、交付対象とする企業の事業形態や雇用状況の確認方法などについて、現条例が効力を失う平成26年度末に向けて、速やかに検討を進めたいと考えています。

ちなみに、四日市市企業立地促進条例は平成27年3月31日限りで効力を失いますが、失効前に指定を受けた施設等に係る奨励措置については、条例は、なおその効力を有するとしています。

質問

Flash Allianceの交付申請書に記載されている従業員の雇用形態や、同社の平成21年10月の指定申請書記載の従業員数及び平成24年3月の交付申請書記載の対

象従業員数の検証、確認はどうかされているのか。

答弁

ご指摘の交付申請書等に記載の従業員数については、Flash Alliance と資本関係にある株式会社東芝四日市工場の正規従業員であると聞き取りにて確認を行っています。

質問

四日市市企業立地促進条例第3条（奨励の措置の対象）（2）の規定の「事業者が市税を滞納していないこと」は、市内に住所を置き市税納付を前提としているのではないのか。また、市内に住所を置かない申請事業者に奨励金交付措置を講じることがなぜ、本市産業経済の振興と市民生活の安定に資することになるのか。産業連関分析は行われているのか。

答弁

四日市市企業立地促進条例第3条（奨励の措置の対象）（2）の規定は、市内に住所を置くことを要件として定めるものではありません。あくまでも本市に対する税の滞納がないことを要件とするものです。また、市内に住所を有しない事業者が市内で新たに行う設備投資等についても、固定資産税等の市税収入の増加や企業活動による本市産業の活性化の促進などの効果があり、条例の目的である「本市産業経済の振興と市民生活の安定に資するもの」であることから、産業連関分析を行う必要はないものと考えています。

なお、ご指摘の申請事業者は交付申請時には市内に住所を有しています。

質問

平成21年定期監査報告に対する平成22年5月措置報告には「両制度（企業立地奨励金・民間研究所立地奨励金）に関するアンケート調査を市内主要企業に対して実施し、効果等について検証を行いました。今後もより良い検証方法について検討を行っていきます」とあるが、アンケート調査結果・効果の検証を行った文書の行政情報開示請求をおこなったところ、考察、効果検証の文書が存在しないことが判明しました。「アンケート調査を市内主要企業に対して実施し、効果等について検証を行いました。今後もより良い検証方法について検討を行っていきます」というのは「やってもいないことをやった」という虚偽報告であると指摘するが見解を求めます。また、アンケート結果は企業立地投資の決め手はおろ

か、インセンティブになっているとは言い難い結果であると認識するが見解を求めます。

答弁

ご指摘のアンケート調査については、平成 22 年 3 月 31 日で失効する四日市市企業立地促進条例について、効果の検証及び平成 22 年度以降の制度のあり方の参考とするために実施しました。アンケートでは、四日市市企業立地促進条例の効果を問う設問に対して、今後の投資等を含めると 90%の企業が効果があるという回答を行い、97%の企業が今後も条例に基づく奨励金交付制度が必要であると回答しています。これらの集計結果に基づき、企業立地奨励金の交付が企業の設備投資に効果があると判断し、制度を継続するとともに、アンケートに記載された意見を踏まえ、今後成長が見込まれる産業の集積や、中小製造事業者が活用しやすい制度とすることなどの視点から制度改正を行いました。

質問

Flash Forward 合同会社、Flash Alliance 有限会社や M C J エネルギーサービスは四日市市に実態のないペーパーカンパニーで、条例の目的を逸脱した奨励金交付であると指摘するが見解を求めます。

答弁

ご指摘の企業は、いわゆる架空の企業ではなく、設備投資の意思決定や納税を行う実態のある企業であり、当該企業に対する奨励金の交付は、条例の目的に則したものであると考えています。

質問

東芝 5 棟の進出にあたり、平成 20 年当時、行政は約 220 億円の税込及び 1200 人の新たな雇用が生まれるなどの説明を行っていたが、平成 24 年 8 月議会に示された追加資料では東芝新棟による税込見込みは 120 億円と半減している。行政が議会に示した「税込増」「雇用創出」の数字の根拠はどこにあったのか。また 120 億円への修正は、どこに根拠を置き修正したものなのか？

答弁

東芝第 5 棟の立地が決定された時点で本市への経済効果の算定を行い、固定資産税額で 220 億円を想定し、その他建設や生産に伴う経済効果についても推計し

ました。その後、投資計画が変更され、第5棟は1期、2期に分けて建設されることとなりましたが、新聞報道等から第5棟の第1期分の償却資産税として5年間で約120億円という想定を行いました。

また、雇用人数の約1200人については、東芝四日市工場からの聞き取りに基づくものです。

質問

平成20年度四日市市一般会計補正予算第1号に計上された企業立地推進事業費の議決にあたり「株式会社東芝セミコンダクター社四日市工場の新棟建設による税収、雇用などの効果及び地域貢献を検証し、その結果を議会に対して報告すること」という附帯決議が付された。平成24年8月の予算常任委員会中所管事務調査資料中「附帯決議に係る対応状況」は、具体的なデータはなく、客観的な検証、結果報告ではないと指摘するが見解を問う。

答弁

附帯決議に係る対応としては、民間の経済研究組織による客観的な経済効果等の検証に基づく報告を平成20年10月の議員説明会で行うとともに、その後は適宜、各時点における新聞報道等から想定される税収や雇用の見込みについて産業生活常任委員会等に対して状況報告を行っています。今後、第5棟への投資が完了した時点で再度民間の経済研究組織による客観的な経済波及等効果の検証を行い、議会に対して報告を行いたいと考えています。

質問

平成22年7月供用開始後、中村町緑地の利用実態はどうなっていますか。また、財産に関する調書において、普通財産・その他に分類されたままになっているのは、緑地公園として十分な整備が整っていないからですか？

答弁

中村町緑地は、地元のご意見をお聞きして整備を行ったものであり、地元自治会等に対して、周辺を緑地に囲まれた閑静な散歩コースなどとしての利用を働きかけています。

財産管理については、用地取得にあたり議会にお示しした「当該土地は富田山城線に近接し、東名阪自動車道四日市東インターチェンジ及び四日市港へのアクセスに優れている。また工業用水、電力などの産業インフラも整備された工業適

地であることから、将来の工業用地の種地あるいは緑地としてその活用を図っていきたい。」という土地の活用方針により「公用あるいは公共用に供するもの」ではないため、行政財産ではなく工業振興課において普通財産として管理しています。

質問

平成23年3月の一般質問において、当該公有財産が普通財産のうちその他という区分に分類されていることを明らかにし、財産管理に対する市長の考えを質問したところ「今後、真剣に検討させていただきたい」という答弁であったが、答弁後、何をどう検討されたのか、検討の結果をお尋ねいたします。

答弁

答弁後、用地取得の経緯等を踏まえ、適切な管理方法について検討を行いました。が、「将来の工業用地の種地あるいは緑地」として取得したものであり、「将来、公用あるいは公共用に供するもの」ではないため、財産管理においても普通財産としての管理が適切であるという判断を行いました。

質問

中村町緑地の土地購入は、本来民間企業が確保すべきものであるにも関わらず四日市市が特例として肩代わりして購入したことをお認めになりますか？また緑地・広場としての整備における「東芝との覚え書・協定及び地元自治会からの要望をうけて」というのは、不要不急の土地購入を取り繕うための方便でしかなかったと指摘するが見解を求めます。

答弁

中村町緑地の整備は、東芝四日市工場第5棟の誘致にあたり欠くことのできなかった事業であり、市議会においても特例の措置としてご理解を頂きました。第5棟の立地については、本市の税収、雇用効果等を勘案すると本市の産業経済の振興と市民生活の安定に大きく寄与していると言えます。

質問

土地購入取得の当初説明との整合性は見いだせない中で、行政はあらためて市民・議会に対して、責任の所在と今後について説明責任を果たさなければならないと指摘するが見解はいかがか問う。

答弁

中村町緑地の整備は、東芝四日市工場第5棟の誘致にあたり欠くことのできなかつた事業であり、当時の税収効果や雇用効果の見込みについては、可能な限りでの情報収集に基づくものです。東芝四日市工場第5棟の立地については、本市の税収、雇用効果等を勘案すると本市の産業経済の振興と市民生活の安定に大きく寄与しており、今後、第5棟の投資が完了した時点で経済波及等効果を改めて検証し、議会に対して報告をさせていただきたいと考えています。